

令和3年中に

親族承継・第三者承継

事業引継ぎ・M&Aを

ご予定・ご検討の方向け

補助金対応

完全個別相談会

事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎを行おうとする中小企業者等を後押しするため、「事業承継・引継ぎ補助金」による支援を実施します。

相談日

2021年 6月 15日(火)
~ 17日(木)

※相談は1社1時間が目安です。
①9時、②11時、③13時、④15時
のいずれかでお申込みください。

会場

福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 2階
福井県事業承継・引継ぎ支援センター

連絡先

0776-33-8279 ← まずは電話で

1. 中小企業庁／令和2年度第3次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」

▶交付申請期間（一次公募）：2021年6月11日（金）～2021年7月12日（月）18時〆切

※一次公募締切後準備が整い次第、二次公募を実施予定となっています。

■補助対象事業となる事業承継！（事業承継・引継ぎ補助金要綱 P9 抜粋）

【期間】

▶2017(平成29)年4月1日から補助事業期間終了日

▶(または)2021(令和3)年12月31日までのいずれか早い日までに、

【内容】

▶中小企業者等間における『事業を引き継がせる者』と『事業を引き継ぐ者』の間で M&A 等を含む事業の引き継ぎを行った。(または)行うこととし、

▶(別途)定める形態を対象とします(※要確認)。

国の制度はこちらから↓



■「経営革新」型

経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者を「創業支援型（Ⅰ型）」「経営者交代型（Ⅱ型）」「M&A型（Ⅲ型）」の3つの類型に応じて支援します。

- ▶「創業支援型（Ⅰ型）」…創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者を支援
- ▶「経営者交代型（Ⅱ型）」…業承継を契機として、経営革新等に取り組む者を支援
- ▶「M&A型（Ⅲ型）」…事業再編・事業統合を契機として、経営革新等に取り組む者を支援

●「専門家活用」型

- ▶「買い手支援型」…事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引き継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者を支援します。
- ▶「売り手支援型」…事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引き継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者を支援します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

■補助対象経費

- ・人件費・店舗等借入費・設備費・原材料費（試供品等製作経費）・産業財産権等関連経費・謝金・旅費（販路開拓等を目的とした国内外出張等）・マーケティング調査費・広報費・会場借料費・外注費・委託費・業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費等



2. M&A奨励金 ※件数に達し次第終了いたします

【対象者】

以下のすべての要件を満たす『譲渡事業者（売り手）』または『譲受事業者（買い手）』

- ▶共通：①同族関係者以外の県内中小企業者等が、代表者の年齢が60歳以上の中小企業者が実施してきた地域経済の維持発展に貢献している事業を引継ぐこと
②福井県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談を行った上で、令和3年4月1日以降に事業引継ぎ(M&A)を行ったこと
- ▶売り手：①県内中小企業者またはその代表者
②代表者の年齢が60歳以上
③後継者が不在である
- ▶買い手：①県内中小企業者またはその代表者、あるいは創業希望者等の個人
②代表者の年齢が50歳未満（50歳以上であっても福井県事業承継・引継ぎ支援センターにおいて計画等が確認されている場合は対象とする）

【交付額】『譲渡事業者（売り手）』、『譲受事業者（買い手）』それぞれに『50万円』

【窓 口】 福井県事業承継・引継ぎ支援センター（電話：0776-33-8279）

【備考】 その他、UIJターンによる移住・創業の場合は別途奨励金等があります。
（この機会にご相談ください）

3. ふるさと企業経営承継円滑化事業（親族承継支援）

【募集期間】 令和3年5月31日～6月30日

【対象者】

親族内の後継者への承継を予定している、もしくは承継している者

- ▶承継前：代表者が令和3年度において満60歳以上の県内小規模事業者または前者の事業を引き継ぐ者
- ▶承継後：令和3年度において代表者が20～40歳台の県内小規模事業者かつ事業承継から3年以上5年以内

【補助内容】 親族承継に向けた（または承継後の）建物の改装、設備導入、商品開発等に伴う経費

助成率：補助対象経費の2／3以内

助成限度額：1事業あたり300万円

【窓 口】 福井商工会議所 創業・経営支援課（電話：0776-33-8282）